

平成30年度(2018年度)

事業計画書

社会福祉法人 大川市福社会

1. 基本理念

人としての誇りを大切にし、地域社会で共に暮らせるよう支援します。

～「人権」「自立」「社会参加」～

2. 運営方針

- (1) ご利用者が地域社会で自立した生活ができるよう支援します。
- (2) ご利用者の人権を守り、ご利用者及びその保護者の思いを実現するよう支援します。
- (3) 職員が安心して働ける職場づくりを行います。
- (4) 経営基盤を安定させ、透明性のある組織運営を行います。
- (5) 地域ニーズに沿った施設整備を行うとともに、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に取り組みます。

3. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

6月、8月、10月、12月、2月、3月 年6回

ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

(2) 評議員会の開催

定時評議員会を6月、3月に開催する。その他、法人定款の定めるところにより、評議員会の決議を要する事案で臨時的な開催の必要がある場合については、その都度、開催する。

4. 事業運営

- (1) 第二種社会福祉事業 木の香園生活支援センター
「生活介護」「就労移行支援」「自立訓練（機能訓練）」「日中一時支援」
- (2) 第二種社会福祉事業 木の香園自立支援センター
「就労継続支援A型」「宿泊型自立訓練」「短期入所」
- (3) 第二種社会福祉事業 木の香園就労支援センター
「就労継続支援B型」
- (4) 第二種社会福祉事業 木の香らんど
「就労継続支援B型」「地域活動支援センターⅢ型」
- (5) 第二種社会福祉事業 木の香園相談支援センター
「特定相談支援」「指定一般相談支援」「指定障害児利用支援」「委託相談支援」
- (6) 第二種社会福祉事業 木の香園児童支援センター
「放課後等デイサービス」「日中一時支援」
- (7) 第二種社会福祉事業 木の香ほ一む
「共同生活援助」「短期入所」
- (8) 被保護者就労準備支援事業（職場適応訓練）

5. 法人の重点施策

(1) 職員の資質・専門性の向上

研修を充実させ人権意識の向上や福祉に携わる職員として必要な知識・援助技術の向上をために職員研修の充実を図る。

- ① 接遇の向上
- ② 信頼関係が築ける人間性豊かな人材の育成
- ③ 法人内研修・外部研修の充実
- ④ キャリアパスに沿った資格取得支援
- ⑤ 人権・虐待研修

(2) リスク管理の強化

事業所内外における利用者の事故防止を図るとともに非常災害や事業所における防犯等の取り組みを行う。

- ① 火災予防、非常災害等に対する防災管理の徹底
- ② 防災マニュアル等の周知徹底
- ③ 防犯対策の強化
- ④ 安全運転の取り組み
- ⑤ 感染症の研修

(3) 将来の経営を見つめた組織運営

- ① 第3期5カ年計画の実施（平成30年度～34年度）

(4) 新たな事業の展開を図るための施設の設置や老朽化に伴う、施設設備の改修・更新

- ① 重度障害者対応のグループホーム建設
- ② 老朽化した施設の改修及び備品の更新

(5) 組織の円滑な運営を図るために組織運営基盤の強化

- ① 理事会機能の強化（事業所の視察）
- ② 役員研修の充実
- ③ 運営規程、労務関係規程等の整備
- ④ 苦情解決第三者委員会委員の研修会開催

(6) 健全な組織運営を図るための財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減
- ② 財政基盤の強化（新規事業に備えた積立金の積み増し）
- ③ 安定的、継続的な事業運営及び透明性が確保された財政運営を行う。

- ④施設等の更新や改修等に伴う補助金の申請
- ⑤収納事務の効率化

(7) 社会福祉法人としての適正な運営を図るための取り組み。

- ①法令順守の徹底
- ②事業運営の透明性の確保
- ③各種マニュアルの見直し

(8) 地域福祉の推進

地域行事等への参加を通じて、地域住民やボランティア、保護者、関係機関の方々等との交流を進め、地域に根ざした社会福祉法人としての地域福祉の推進に努める。

- ①地域社会に貢献する取り組み
- ②地域行事への参加
- ③地域交流事業の開催
- ④保護者会の開催

(9) その他

法人設立25周年記念事業の実施

平成30（2018）年度 社会福祉法人大川市福祉会

多機能型事業所「木の香園生活支援センター」 事業計画

1. 事業目的

(1) 就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある者に対して、生産活動、職場実習、職場マナーなどの就労技術習得を行う機会を提供し、求職活動及び就職後の定着のための必要な支援を提供する。

(2) 生活介護

障がいのある者に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションと日常動作の促し、その他必要となる相談支援等を提供する。また、看護師による健康管理・相談等の支援を提供する。

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある者に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能、生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法、その他必要な生活に関する相談及び助言など、必要な支援を提供する。

また、看護師による健康管理・相談等の支援を提供する。

2. 事業方針

(1) 多機能型共通方針

①利用者満足度を高めるため、支援内容の充実と向上を図る。

具体的には、職員の資質向上(資格取得・研修の受講等)・環境整備・活動内容の充実に力を入れる。

②職員に対するサービス提供意識の向上。

(挨拶の励行、利用者に対する適切な呼称と適切な声掛けの徹底)

③地域との結びつきを重視し、積極的に交流の機会を設ける。

④福祉体験やボランティアを積極的に受け入れる。

⑤利用者の権利擁護、虐待防止啓発、利用者の安全確保等について、職員の定期研修を行う。

⑥利用者に対して人格の尊厳やプライバシーを守る。

⑦衛生管理の徹底

⑧介護報酬による共生型介護サービスの実施に向けた準備をすすめる。

(2) 「就労移行支援」方針

①施設内における職業準備訓練や職場実習を通じて、一般就労に必要な知識や技術の習得を目指す。

②労働関係諸機関と連携し、就職活動を支援する。

③一般就労した利用者に定着支援を行う。

④就労アセスメントを通じて、利用者に適した就労環境の評価・分析を

行う。

(3) 「生活介護」方針

- ①食事、入浴、排泄等、介護サービスの充実に努める。
- ②余暇活動及び創作活動等の充実に努める。
- ③利用者個々のニーズに対応した個別支援の工夫を図る。
- ④環境を整備し、安心安全な支援状況を整える。
- ⑤看護職員による健康管理に必要な支援を提供する。

(4) 「自立訓練（機能訓練）」方針

- ①身体機能・生活能力の維持、回復等の為に必要な訓練を行う。
- ②社会参加の機会を通じて自立生活への意欲を高める。
- ③理学療法士による専門的なりハビリテーションを行う。
- ④看護職員による健康管理に必要な支援を提供する。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- ②利用者支援のための他機関との連携
- ③健康管理及び栄養管理
- ④利用者の権利擁護に必要な体制整備
- ⑤防犯及び防災対策、緊急連絡体制の整備
- ⑥地域貢献事業の実施
- ⑦家族懇談会の開催
- ⑧その他必要な事項

(2) 「就労移行支援」内容

- ①生産活動及び職業準備訓練の実施
- ②職場実習の実施（一般企業・就労継続A型事業所 その他）
- ③委託業務の実施（清掃、洗車業務の受託作業）
- ④求職活動の支援（ハローワーク、就業・生活支援センター等との連携）
- ⑤生活技能訓練の実施（コミュニケーションスキルの向上、職場マナー、日常生活動作の習得）
- ⑥生活支援（趣味活動、行事、社会見学、公共交通機関を利用した外出訓練等）

(3) 「生活介護」内容

- ①日常生活上の介護支援（食事・入浴・排泄・移動 等）
- ②生活支援（趣味活動、行事、社会見学、クラブ活動等を個別に検討）
- ③理学療法士によるリハビリテーション
- ④生活技能訓練の実施（日常生活動作の獲得）
- ⑤日中一時支援事業の実施

(4) 「自立訓練（機能訓練）」内容

- ①移動訓練（屋内歩行、屋外歩行、交通機関の利用）

- ②日常生活訓練（日常生活動作の獲得）
- ③コミュニケーション訓練（趣味活動、行事、社会見学等）
- ④理学療法士によるリハビリテーション
- ⑤レクリエーションの実施

4. 生産活動・業務委託

個別支援計画書（「就労移行支援計画書」「生活介護計画書」「機能訓練支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）生産活動の内容

- ①アッパーボード部品取り付け作業

（2）業務委託作業

- ①清掃業務…事業所内清掃作業

（3）工賃及び訓練手当

- ①多機能型事業所「木の香園生活支援センター」工賃規程及び訓練手当規程に基づいて支給する。

5. 職場実習（施設外支援）

個別支援計画書（就労移行支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）一般企業及び就労継続支援A型事業所での作業

一般事業所等で職場実習を行い、実践的な職業準備訓練を行う。

（従業員との関係づくり、社会性・職場マナーの理解 等）

（3）職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援については、ハローワーク等を利用したトライアル雇用やステップアップ雇用も活用する。

6. 日常生活介護

個別支援計画書（生活介護計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

（1）食事

介護の必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行う。

利用者の食事形態に応じて、ミキサー食・きざみ食等にするなど対応を行う。

（2）排泄

介護の必要な利用者に対して、人格の尊厳やプライバシーを守り支援を行う。

（3）入浴

入浴を希望する利用者に対して、快適な入浴サービスを提供するとともに、介助が必要な場合は介護機器等を用いて、適切に介護を行うように努める。

また、入浴支援の際、身体の異変、皮膚疾患等の観察も行い、必要に応じて

本人や家族へ助言を行うとともに、医療機関との連携を図り健康維持に努める。

(4) 日中一時支援

障害児（者）に対して、一時的な見守り支援を行うことにより、家族のレスパイト（社会的行事、休息、等）として利用して頂くことを目的として実施する。

支援内容としては、見守り支援、レクリエーション、行事、買い物、日常生活上の介護を行う。

7. 自立訓練（機能訓練）

個別支援計画書（機能訓練支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 機能訓練

機能訓練指導員(療法士・看護師)が、身体機能及び生活能力の維持、向上を図るための訓練を、必要な機器等を用いて実施する。

(2) 作業訓練

機能訓練指導員(療法士・看護師)の助言の下、作業療法を行うとともに、生産活動に従事した訓練を行う。

8. 健康管理

(1) 嘱託医や看護職員が中心となり利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

月3回の往診・年1回の健康診断(任意)・年1回の歯科検診(任意)

(2) 利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康管理の為の適切な支援を行う。

(3) 手洗い・消毒・うがいの励行や必要な指導助言、健康体操、口腔ケアを実施して疾病の予防と感染拡大防止に努める。

9. リハビリテーション

リハビリテーション計画書に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 機能訓練

理学療法士又は看護師の指導のもと、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な訓練を実施する。

(2) 作業訓練

理学療法士又は看護師の助言の下、作業療法を行うとともに、生産活動に従事することで訓練効果を高める。

10. 生活支援

(1) 余暇活動及び創作活動

趣味サークル、季節行事、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

1 1. 土曜日の開園

常時土曜日開設(第一土曜日を除く)を行い、レクリエーション活動、創作活動等を実施する。

1 2. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書、ケース会議、モニタリングに各専門職が関わり、サービス管理責任者が主体となって作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

1 3. 衛生推進委員が中心となり働きやすい環境作りと整備を行う。

1 4. 運営体制

(1) 定員

就労移行支援	15名		
生活介護	30名		
自立訓練（機能訓練）	6名		合計51名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼務	資格等
管理者	1		1	精神保健福祉士
サービス管理責任者	1		1	社会福祉士
看護師	2	1	1	
生活支援員	14	6	8	介護福祉士、ヘルパー等
職業指導員	1	1		
就労支援員	1	1		
事務員	1		1	
嘱託医	1		(1)	非常勤
理学療法士	1		(1)	非常勤
合計	23			

1 4. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園生活支援センター」年間行事計画のとおり。

1 5. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成30（2018）年度 社会福祉法人大川市福祉会 多機能型事業所「木の香園自立支援センター」 事業計画

1. 事業目的

（1）就労継続支援A型

就労を希望する利用者に対して、利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことが出来るよう、障がい者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

（2）宿泊自立訓練

障がい者が地域生活を営む上で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、日常生活に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（3）短期入所

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう支援を行う。

家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。また、在宅生活が困難となり短期間入所する必要のある方について、短期入所を提供する。

2. 事業方針

（1）多機能型共通方針

- ①質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実と向上を図る。
- ②サービス提供職員の挨拶の励行、適切な呼称の使用、利用者との信頼関係の築きながら資質・専門性の向上に努める。
- ③地域との結びつきを重視し、地域活動への参加や地域交流を通して開かれた施設として、地域住民との交流を図る。

（2）「就労継続支援A型」方針

- ①雇用契約等に基づいた就労支援を提供する。
- ②一般就労を希望する利用者の就職を支援する。
- ③日常生活上の相談支援及び行事レクリエーションの充実を図る。

（3）「宿泊自立訓練」方針

- ①夜間の居住の場を提供する。
- ②地域生活への移行を支援する。
- ③家事等日常生活能力を向上させるために必要な支援を行う。
- ④精神障害のある方の受入体制を整え、医療機関との連携を推進する。

（4）「短期入所」方針

- ①地域移行や将来の利用のため体験利用の受入を行う。
- ②自宅で暮らす障害者が一時的に利用できるように受入する。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ②利用者及び家族等への相談援助
- ③栄養管理・健康管理
- ④利用者の権利擁護
- ⑤防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑥利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ⑦その他必要な事項

(2) 「就労継続支援A型」内容

- ①給食事業・配食事業の実施
- ②生活支援（余暇活動等）

(3) 「宿泊自立訓練事業」内容

- ①地域移行に向けた環境調整や訓練の実施
- ②日中活動（職場や事業所等）との連絡・連携
- ③生活支援（炊事、洗濯、掃除、行事活動、趣味活動等）

(4) 「短期入所事業」内容

- ①介護（食事、入浴、排泄等）
- ②在宅生活障害者・児の短期間の入所による支援

4. 就労活動（就労継続A）

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①給食事業 法人内の給食提供
- ②配食事業 高齢者・障害者の方への安心・安全な配食サービスの提供
大川市が実施する配食サービス事業の受託
お弁当の提供

(2) 賃金

- ①多機能型事業所「木の香園自立支援センター」賃金規程に基づいて支給する。

(3) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援については、職場実習のほか、ハローワークを利用したトライアル雇用やステップアップ雇用を実施する。

施設外就労は、利用者1名以上と職員がユニットを組み、企業内での作業を実施する。

5. 生活支援

(1) 余暇活動

趣味サークル、季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

(2) 生活支援

日常生活上、必要となる支援を提供する。

6. 防災対策

防災時食事提供ができるように備蓄品の確保を行う。また、緊急事態に備えて各事業所との連絡体制を整備し迅速な情報交換を行的確な対応に努める。

7. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②個別支援計画書を作成する。

③個別支援会議を開催する。

8 衛生推進委員が中心となり働きやすい環境作りと整備を行う。

9. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援A型 20名

宿泊自立訓練 10名

短期入所 2名

合計32名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者		1	
サービス管理責任者	1		
生活支援員	2		
職業指導員	3	3	
地域移行支援員	1		
栄養士	1		
調理師	3		
夜間支援員	6	6	
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		1	
運転手	1		
合計	18		

10. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園自立支援センター」年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成30（2018）年度社会福祉法人大川市福祉会

就労継続支援B型事業所「木の香園就労支援センター」 事業計画

1. 事業目的

障がいがある方が働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、就労の機会の提供をするとともに施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。また、就労するために必要となる日常生活上の必要な支援を行う。

2. 事業方針

- ①ご利用者を中心とした施設運営を目指し利用者の満足を高めるために支援内容の充実と向上に努める。
- ②親切で丁寧な気持ちの良い接遇を心掛け、利用者との信頼関係の築きながら資質・専門性の向上に努める。
- ④生産活動に伴う作業安定化と工賃向上に努める。
- ⑤ご利用者が地域社会で自立した生活ができるように生活支援の内容充実を図る。
- ⑥地域社会の一員であることを自覚し地域住民とご利用者の交流を地域団体へ積極的に働きかけ、ボランティアの導入、促進を図ります。
- ⑦市内の小中学校の福祉教育や職場教育に協力する。

3. 事業内容

- ①生産活動及び職業訓練の実施
- ②生活支援（余暇活動・保護者交流等）
- ③利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ④利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ⑤健康管理
- ⑥利用者の権利擁護
- ⑦防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑧その他必要な事項

4. 生産活動

（1）生産活動の内容

- ①自主事業 リサイクル（アルミ缶、ビール瓶、一升瓶）
- ②自主事業 竹製品（しゃもじ・さいばし）、竹プランター、門松
- ③自主事業 竹炭、竹炭オブジェ、もみ殻くん炭、ちび炭
- ④自主事業 ダンボールコンポスト
- ⑤自主事業 手作り石鹸
- ⑥自主事業 ビーズストラップ作り

- ⑦販 売 イベント（木工まつり・福祉のつどい・木の香マラソン）
店頭販売（道の駅おおき、あじ彩館）
- ⑨下請事業 自動車部品組み立てゴザ巻き・ラベル貼り
滑り止めマットの袋詰め、シュレットの分別、ギフト箱折り、段ボール組み立て家具部品の検品、チラシ折り、農作業
- ⑩その他施設外就労 環境課プラスチック分別及び**瓶分別**、現場実習（木工所等）

（2）工賃

- ①就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」工賃規程に基づいて支給する。
- ②最低補償額 月額3,000円（20日通所の場合）
平成30年度目標平均工賃18,000円

（3）受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員及び職業指導員を中心に関係先を訪問し受注を促進する。

（4）職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者職業・生活支援センターと連携して、職場実習の開拓及び職場への定着支援を行う。

5. 生活支援

（1）生活支援

衛生、健康に関する支援

（手洗い指導、嚥下体操、腰痛体操、検温、体重測定、歯科検診、視力検査）

社会的マナーに関する支援

（身だしなみ、訪問カット、挨拶、交通安全教室）

（2）行事活動

季節行事（花見、七夕、クリスマス会、初詣餅つき）園内レク（カラオケ、カフェ、誕生会、調理実習、軽スポーツ等）園外レク（買い物、映画鑑賞、社会見学、バルーン見学、スポーツ観戦等）文化活動（陶芸教室、有機大豆を使用した味噌造り、習字、ネイル等）

利用者への聞き取り、アンケートを行い要望に沿った活動を取り入れていく。

また、避難訓練、宿泊訓練等を計画的に実施する。

（3）保護者交流

家族参加の行事、交流会の計画をして、利用者及び家族との信頼関係を構築する。

（4）地域交流

地域行事へ参加し大川木工まつりや福祉のつどい、木の香マラソン等、地域イベントへの出店により積極的に地域との交流を深める。

（5）福祉教育の一環として、市内の小中学校の児童生徒が体験学習できるように受け入れを行う。

6. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書を作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

7. 地域貢献

- (1) 地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対して助成を行う。
- (2) 定期的に道海地区の清掃活動を行なう。

8. 衛生推進委員が中心となり働きやすい環境作りと整備を行う。

9. 運営体制

(1) 定員

40名

職名	配置職員数	兼務	
管理者	1		
サービス管理責任者	1		
生活支援員	3		
職業指導員	4		
目標工賃達成指導員	1		
嘱託医		(1)	非常勤
運転手	1		
事務員		(1)	
合計	11	2	

10. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成 30 (2018) 年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「就労継続支援B型」 事業計画

1. 事業目的

障がいのある方が地域で働きながら暮らしていく為に、就労の機会を提供するとともに、日常生活における必要な支援や余暇活動の充実が図れるようサービスの提供を行うことを目的とする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者が地域社会で自立した生活を送ることが出来るように支援する。
- (3) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (4) 安全に配慮して安心できる雰囲気の中で福祉的就労の場を提供する。
- (5) 一般就労を希望する利用者の就職を支援する。
- (6) 工賃向上計画に基づき、新規事業開拓等に努め、利用者個々のニーズに沿った生産活動の提供に努める。
- (7) 行事レクリエーション及び社会見学を行い、余暇活動の充実を図る。
- (8) 精神障がいや発達障がいのある方の障がい特性に応じた相談支援や環境調整を行い、受入体制を整える。また医療機関との連携を推進する。
- (9) 質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上・スキルアップに努める。
- (10) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 生産活動及び職業訓練の実施
- (2) 生活支援（余暇活動・行事レクリエーション、保護者会、クラブ活動★等）
- (3) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (4) 利用者及び家族等への相談支援
- (5) 栄養管理・健康管理・安全管理
- (6) 利用者及びその家族の権利擁護
- (7) 防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- (8) 利用者及び利用者支援のための他機関連携
- (9) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (10) 地域貢献事業

(1 1) その他必要な事項

4. 生産活動

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①下請作業 自動車部品の加工、家具部品の組み立て、アルミシュレットの分別、みかんやニンニクの皮むき、など
- ②業務委託 清掃業務、花壇整備（施設外就労）、市報印刷・プラスチック分類・ビン分別（大川市からの委託予定）、ATM 清掃（SELP からの紹介）
- ③販 売 イベント販売、夏季・冬季ギフト販売、自動販売機設置事業
- ④その他の下請け作業

(2) 工賃

- ①就労継続支援 B 型事業所「木の香らんど」工賃規程に基づいて支給する。
- ②最低補償額 3, 0 0 0 円（2 0 日通所の場合）
平成 30 年度目標工賃 1 5, 0 0 0 円(H29 年実績見込 14,100 円)
- ③工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

(3) 受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。職業指導員を中心に下請関係先を訪問し受注を促進する。

(4) 自主製品開発

下請先の状況に左右されない安定した収入源を確保するため、自主製品の開発に取り組む。

(5) 施設外就労

企業での施設外就労先を開拓する。その企業での施設外就労を積極的に行い、利用者の作業能力を高めると共に、工賃向上に努める。

(6) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援は、職場実習のほか、ハローワークを利用したトライアル雇用やステップアップ雇用を実施する。施設外就労は、1 名以上のユニットで企業等での現場作業を実施する。

ステップアップを希望する利用者に対し、福祉的就労先も含め実習を行い、その実習等の振り返りを行い、課題解決に取り組み職業能力の向上を図る。

5. 生活支援

(1) 余暇活動

季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学等を計画的に実施し、利用者の

参加を促す。また利用者の希望を確認し、複数の趣味クラブ作る。その趣味クラブの活動をクラブ毎に、定期的に活動を行う。さらに大川市近隣の事業所と行事等で交流の機会を設ける。

併設している地域活動支援センターと共同での行事も計画していく。

(2) 生活支援

利用者と定期的な面談を行い、利用者の思いに寄り添いながら日常生活上、必要となる介護・相談・生活指導・日常生活動作に関する支援を提供する。また健康面での課題を抱えた利用者に対し、運動する機会を提供し、健康管理の支援を提供する。

(3) 相談支援・他機関連携

利用者・保護者の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図っていく。

(4) 保護者会

年2回保護者会を実施し、保護者同士の交流の場を提供すると共に、施設職員と情報共有をしたり、施設の見学を行ったりする時間を設ける。

6. 個別支援計画

(1) 本人、家族との定期的な面談を実施する。

(2) 相談支援事業所をはじめ関係機関と連携して、アセスメント及びモニタリングに基づいた個別支援計画書を作成する。

(3) 年に2回以上、個別支援会議を開催する。

7. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。

(2) コミュニティ会議（田口校区）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に努めていく。

(3) 清掃活動

年3回開催される道守大川ネットワーク共同清掃活動に参加するとともに、田口校区の定期的な清掃活動を行う。

8. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

9. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援B型 20名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者	1	(1)	社会福祉士
サービス管理責任者	1		就労分野
生活支援員	2	(1)	社会福祉士、介護福祉士
職業指導員	2	(1)	社会福祉士、精神保健福祉士
目標工賃達成指導員	1		
運転手		(1)	
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		(1)	
合計	7	6	※嘱託医を除く

(3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

9. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香らんど」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

※ ★は2018年度新規に取り組む事業

平成30(2018)年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「地域活動支援センター」事業計画

1. 事業目的

障がいのある方や生活上の課題があつて支援を必要とする方に対して、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を提供することを目的とする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者の社会参加を支援するために、誰でも利用可能な交流の場を提供する。
- (3) 地域社会で自立した生活が送れるように利用者サービスの向上に努める。
- (4) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (5) 余暇行事(茶話会、創作活動、スポーツ、行事など)の充実を図る。
- (6) 社会スキルを身に付けるための支援(プログラム)を提供する。
- (7) 生産活動の場を提供する。
- (8) 被保護者等の就労訓練の場を提供する。
- (9) 支援内容の充実とサービス提供職員の支援技術の習得に加え、資質向上・スキルアップに努める。
- (10) 地域ニーズに沿った支援を提供すると共に、地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 相談支援
- (2) 生活支援(余暇活動、茶話会、スポーツ等)
- (3) 利用者及び利用者支援のための他機関連携
- (4) 生産活動の提供
- (5) 利用者及びその家族の権利擁護
- (6) 安全管理・防災及び防犯対策、緊急連絡体制の整備
- (7) 職員の資格取得及び研修受講
- (8) 地域貢献事業
- (9) その他必要な事項

4. 相談支援

大川市委託相談支援事業所（2か所）と連携し、利用者に必要な相談支援を提供する。必要に応じて個別支援会議を開催し、支援方針の確認等を行う。

精神科病院及び保健福祉環境事務所、基幹相談支援センターと連携し、精神障がい者・発達障がい者へのアウトリーチ事業を実施する。

また、本人だけでなく家族の日常生活上の困りごとを把握し、相談支援事業所や行政、その他関係機関と共に解決を図っていく。

さらに、①自殺対策のために保健所やゲートキーパーの会、精神科病院等の関係機関と連携を図ること、②福岡県精神障害者福祉会連合会の家族電話相談事業を実施し、家族の精神的な負担軽減を図ることを実施していく。

5. 生活支援

(1) フリースペースの設置

誰でも気軽に立ち寄ることができる憩いの場（フリースペース）を提供する。

(2) 余暇活動

外出、季節行事、社会見学等を計画的に実施する。

(3) クラブ活動 ★

料理クラブや買い物クラブ、手芸クラブ等、就労継続支援B型の利用者と共に複数の趣味クラブを発足し、定期的に活動を行う。

(4) スポーツ

ウォーキングやスポーツジムでの筋力作り等、利用者のニーズに合わせたプログラムを作成し、実施する。

(5) 健康教室

健康面に課題のある利用者に対し、専門家による講義や、勉強会を実施する。

(6) 茶話会 ★

月1回程度茶話会を開催し、気軽に話し“ホッと出来る場”を提供する。

(7) ソーシャルスキルトレーニング（SST）

配置されている精神保健福祉士が、利用者のニーズに合わせ、社会生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。

(8) その他日常生活上の必要な支援

6. 生産活動

(1) 下請作業 自動車部品の加工、アルミシュレット分類、みかん・ニンニクの皮むき、家具部品の検品・組み立て、等

(2) 業務委託 清掃業務、花壇整備、廃プラスチック分別、ATM清掃、等

(3) 自主製品販売 コーヒー、ギフト販売、イベント販売、自動販売機設置、等

7. 大川市からの委託事業

一昨年度より大川市から委託されている被保護者就労準備支援事業を行う。稼働能力がありながら稼働していない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、職場適応訓練の場を提供する。

8. 福岡県精神障害者福祉会連合会の活動

福岡県精神障害者福祉会連合会の活動に参加し、利用者同士の交流（ふれあい大会・バレーボール大会）や学びの場（精神保健福祉研修会）を提供する。

9. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

10. 地域貢献

(1) コミュニティ会議（田口校区）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に努めていく。

(2) 清掃活動

年3回開催される道守大川ネットワーク共同清掃活動に参加するとともに、田口校区の定期的な清掃活動を行う。

11. 他機関連携等

精神障がいへの対応として、医療機関と連携を図り、治療及び服薬管理の状況について情報交換するとともに、疾患に対する理解及び効果的な関わりについて、職員の資質向上に努める。

12. 運営体制

(1) 定員 20名以内

(2) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
施設長		(1)	
指導員	1	(2)	
精神保健福祉士		(1)	機能強化事業
嘱託医		(1)	非常勤
事務員		(1)	
合計	1	4	※嘱託医を除く

※土日開園に必要な職員は別に配置する。

(3) 資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

1 3. 年間行事計画

別紙、木の香らんど「地域活動支援センター」年間行事計画のとおり。

1 4. その他

その他必要な事項は、運営規程に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

※ ★は2018年度新規に取り組む事業

平成 30 (2018) 年度社会福祉法人大川市福祉会 木の香園相談支援センター 「相談支援事業」 事業計画

1. 事業目的

障がいのある方とその家族に対して相談支援を提供し、地域で共に暮らすことができるようにサービス等利用計画の作成、権利擁護への取り組み、地域自立支援協議会の推進等を行うことを目的とする。

事業の実施にあたっては、大川市及び地域の関係機関と連携して、相談窓口の周知を図ることとする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 障がいのある方の自己決定を尊重し、その方を支える家族等も含め、安心して地域生活を送ることができるように支援する。
- (3) 大川市障害者自立支援協議会に参加し、利用者個々のニーズを地域の課題として捉え、解決に向けて協議する。
- (4) サービス等利用計画作成が必要な障害者等へ相談支援を提供するとともに、ニーズに沿った計画、人権を配慮した計画作成に努める。
- (5) 広報周知に努め、相談支援体制を強化する。
- (6) 質の高い福祉サービスを提供するために、相談支援技術の習得やスキルアップに努める。

3. 事業内容

- (1) 大川市障害者相談支援事業の実施
- (2) 自立支援協議会事務局及び部会の企画・運営
- (3) サービス等利用計画の作成及びサービス担当者会議の開催
- (4) サービス利用調整のための他機関連携
- (5) 障がいのある方の権利擁護（成年後見制度利用促進、障害者の虐待防止法、差別の解消に向けた取り組み）
- (6) 近隣市町村相談支援事業所等との情報交換、事例検討会の開催
- (7) 地域コミュニティー協議会への参加（★）
- (8) その他必要な事項

4. 委託相談支援事業「障害者相談支援事業」

(1) 来所・訪問相談

相談センター窓口での来所相談、家庭への訪問相談を実施する。相談員不在時は電話対応を行う。また、関係機関と連携し、アウトリーチ事業を実施する。

(2) 個別ケア会議開催

福祉事務所及び関係機関と連携し、障害者及びその家族に関するケア会議を実施する。その為の連絡調整、会議の運営等を行う。

(3) 大川市障害者自立支援協議会

委託相談支援事業所として、自立心協議会の事務局及び専門部会への参加を行い、利用者個々が抱える課題を地域の課題として解決に向け協議していくほか、社会資源の開発や相談支援事業の評価などを行う。

(4) 障害支援区分認定調査の受託

福祉事務所からの求めに応じて、障害支援区分認定調査を実施、判定結果を報告する。大川市以外の市町村からの依頼に基づいて委託契約を締結のうえ認定調査を実施する。

(5) 大川市地域生活支援事業の受託

コミュニケーション支援事業の受託、運営

5. 指定相談支援事業（特定相談、障害児相談、地域移行、地域定着）

(1) サービス等利用計画作成

- ①利用計画に基づいて本人、家族との面談を行い情報の整理を行う。
- ②サービス等利用計画書(障害児支援利用援助計画、地域移行計画)を作成する。
- ③サービス担当者会議を開催する。
- ④サービス等利用調整に係る関係機関との連携を図る。
- ⑤地域移行支援計画及び、地域定着支援台帳の作成
- ⑥モニタリング及び計画の修正

(2) 障がい児（者）の権利擁護（成年後見制度利用促進、障がい者虐待防止、差別の解消に向けた取り組み）

権利擁護が必要な人へ成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止に関する広報・周知、また、差別の解消に向けた合理的配慮の検討及び関係機関への周知等を行う。

6. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、災害時の利用者安否確認を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、防犯用具の設備点検を行う。

7. 運営体制

(1) 職員体制

職名	配置職員数	兼任	資格等
管理者		(1)	
相談支援専門員	2	(1)	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
精神保健福祉士		(1)	機能強化事業、精神保健福祉士
相談支援員	1		
事務員	1	(1)	
合計	4	4	※嘱託医を除く

(2) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

8. 年間行事計画

別紙、木の香園相談支援センター「相談支援事業」年間行事計画のとおり。

9. その他

その他必要な事項について、委託事業については大川市と必要に応じて協議するほか、指定相談支援においては運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

また、関係各団体との情報交換に努め、行政と連携して関連分野の研修会や交流会を実施し、相談支援の質の向上に努める。

自立生活援助については平成30年4月からの実施状況を踏まえ大川市のニーズを把握した上で当センターで実施を検討する。

※★は2018年度新規に取り組む事業

平成 30 (2018) 年度 社会福祉法人大川市福祉会
木の香園児童支援センター
「放課後等デイサービス (単位 1・単位 2)」 事業計画

1. 事業目的

障がい児の情緒的発達及び社会性の発達を目的に、日常生活における基本的な生活能力の向上の為の療育、及び集団生活への適応や社会性向上の為の訓練を行い、将来の自立 (自律) を目指す。また、保護者への相談支援を行い、保護者の思いや育児に寄り添うとともに、放課後及び土日や長期休暇時の日中活動の場を提供する。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 障がい児の最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援に努める。
- (3) 障がい児の成功体験の積み重ねを促し、自己肯定感を育むことで自らの個性や適性を伸ばすことができるよう支援する。
- (4) 障がい児の発達に資するため、障がい特性や療育等に関する知識、技術を習得し、習得した技術等を実際の療育に活用できるよう努める。
- (5) 学校や医療機関、行政や地域の関係機関と適切に連携し、本人及び保護者の相談支援体制を整備する。
- (6) 個別支援計画の作成とモニタリングを重ね、職員全体で課題やニーズの共有を行い、ニーズに応じた個別支援の充実を図る。
- (7) 視覚的構造化と物理的構造化を行い、過ごしやすい環境の提供を行う。
- (8) 児童発達支援センターの設置に向けた事業計画及び関係機関との協議を行う。
- (9) 質の高い福祉サービスを提供するために、職員は療育技術の習得に加え、常に研鑽しスキルアップを図り資質向上に努める。
- (10) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 療育支援 (個別療育、集団療育)
- (3) 生活支援 (行事活動、趣味活動、保護者会等)
- (4) 利用者及び家族等への相談援助、他機関連携
- (5) 利用者の健康管理
- (6) 利用者の権利擁護
- (7) 防犯及び防災対策、緊急連絡体制の整備
- (8) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (9) 地域貢献事業
- (10) その他必要な事項

4. 療育支援

(1) 個別療育

マンツーマン体制により、発達指導、学習支援、日常生活動作の獲得、コミュニケーションスキルの獲得などを行う。**個々の特性に応じた療育環境の整備に努める。**

(2) 集団療育

外出行事や室内行事などによる集団活動を通じて発達を促していく。友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援する。

(3) 放課後・長期休暇型

小学校から高校までの学校に通学する児童生徒に対して、通常の療育に加え、放課後及び土日や長期休暇時に日中活動の場を提供するとともに、保護者のレスパイト及び見守り支援を行う。

5. 生活支援

(1) 余暇活動

行事、レクリエーション活動を計画的に実施する。

(2) 生活支援

食事、排泄、更衣など、日常生活上必要となる支援を提供する。

(3) 相談支援・他機関連携

利用者・保護者の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図っていく。

(4) 保護者会

保護者会と親子研修や親子レクリエーションの実施を行い、保護者同士の交流の場を提供すると共に、施設職員と情報共有する時間を設ける。

6. 個別支援計画

(1) 本人、家族との定期的な面談を実施する。

(2) 個別支援計画書を作成する。

(3) 個別支援会議を開催する。

7. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。

8. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

9. 運営体制

(1) 定員

単位1 放課後等デイサービス 10名

単位2 放課後等デイサービス 10名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	単位1		単位2		資格等
		専任	兼任	専任	兼任	
管理者			(1)		(1)	
児童発達支援管理責任者	2	1			1	
児童指導員	10	4		6		うち非常勤4名
保育士	1	1				非常勤
指導員	2	1		1		
嘱託医			(1)		(1)	非常勤
事務員	1		(1)		1	
運転手	2		2			非常勤
合計	18	7	2	7	2	※嘱託医を除く

(3) 資格取得支援及び研修受講

児童福祉法に基づいた人員配置を行うために、児童発達支援管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

10. 年間行事計画

別紙、木の香園児童支援センター 放課後等デイサービス(単位1・単位2)年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

平成30（2018）年度 社会福祉法人大川市福祉会
共同生活援助事業（介護包括型）
「木の香ほ一む」 事業計画

1. 事業目的

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、グループホームを運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。

短期入所事業（空床型）については、共同援助事業の利用状況により、空室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアの対応を図る。

2. 事業方針

- ①グループホームの利用を希望する障害者に居住の場を提供する。
- ②利用者の自立生活を支援する。
- ③利用者との信頼関係を構築し、利用者が安心して過ごせる環境を整える。
- ④就労や日中活動以外の余暇の充実を図る。
- ⑤周辺住民との交流を積極的に行い、地域の理解促進を図る。
- ⑥空室の状況により、短期入所の受け入れを行う。

3. 事業内容

- ①相談支援（利用者、家族）
- ②介護（食事、入浴、排泄 等）
- ③生活支援（炊事、洗濯、掃除、地域交流、余暇活動等）
- ④職場や日中活動を利用する事業者との連携
- ⑤利用者の権利擁護、虐待防止の為の職員研修
- ⑥防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑦その他必要な事項

4. 相談支援

グループホームの利用について、利用者または家族と話し合う機会を設けるなど相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

5. 生活支援

- ①家事（炊事、洗濯、掃除）

利用者のニーズに応じて家事を身につけるための支援を行う。

- ②食事

出来るだけ利用者の希望に応じ、栄養面に留意しながら、食事の提供を行う。

- ③地域交流

地域の自治会活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。

④余暇活動

買い物や行事、旅行などの計画を利用者とともに話し合い、グループホーム等での生活を充実させる。

6. 介護

- ①食事、入浴、排泄等の日常生活上の必要な介護を提供する。
- ②介護サービスの提供にあたっては、利用者の希望に添って安全に努める。

7. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書を作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

8. 運営体制

(1) 定員・・・23名

- ①木の香ほ一む I・II (小保団地) 5名
- ②木の香ほ一む III (道海島) 7名
- ③木の香ほ一む IV・V・VI (サンヴェルディ木室) 11名
- ④短期入所(空床型) 1名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼務	資格等
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1		1	精神保健福祉士
生活支援員	1		1	
世話人	8	4	4	
夜間支援従事者	4	4		
事務員	1		1	
合計	16	8	8	

9. 年間行事計画

別紙、介護包括型共同生活援助「木の香ほ一む」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。